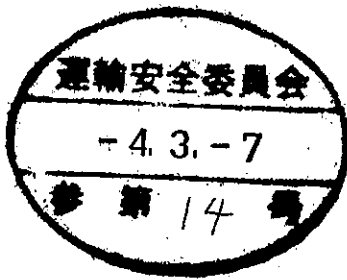


令和 4 年 3 月 9 日
運輸安全委員会

株式会社横浜シーサイドライン新杉田駅において発生した
鉄道人身障害事故に係る勧告に基づき講じられた施策について

運輸安全委員会は、標記について令和 3 年 2 月 18 日付けで国土交通大臣に対して勧告を行っていたところですが、今般、勧告に基づき講じられた措置について通知がありましたのでお知らせします。(別添)

なお、この通知については、勧告の内容を反映したものとなっています。



国鉄技第 95 号
国鉄安第 95 号
令和 4 年 3 月 7 日

運輸安全委員会
委員長 武田 展雄 殿

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

株式会社横浜シーサイドライン新杉田駅において発生した
鉄道人身障害事故に係る勧告について (通報)

令和 3 年 2 月 18 日付運委参第 99 号による標記勧告 (以下「勧告」という。) を受け、国土交通省鉄道局は以下の措置を講じたので、運輸安全委員会設置法第 26 条第 2 項の規定に基づき通報する。

① 本件事故後の令和元年 6 月に設立した「無人で自動運転を行う鉄軌道の事故防止に関する検討会」を昨年 10 月に開催 (第 5 回) する等により、(株)横浜シーサイドライン以外の無人で自動運転を行っている 6 事業者においては、勧告に記された施策が実施されていることを確認し、これを「無人で自動運転を行う鉄軌道のシステムの製造及び改造の設計にあたっての取組み」 (以下「取組み」という。) として取り纏めた。

② 地方運輸局及び内閣府沖縄総合事務局に対して別添 1 を、関係団体に対して別添 2 をそれぞれ発出し、鉄軌道事業者及び鉄道車両の設計・製造に関わるメーカーに「取組み」を提供するとともに、今後、無人で自動運転を行う鉄軌道のシステム等の設計及び製造並びに改造にあたっては、安全性や信頼性に係る評価が適切に行われるように指導した。

また、日本鉄道車両機械技術協会、日本鉄道電気技術協会及び信号工業協会に対しても、業務の参考として「取組み」を通知した。